

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願・陳情回答書

陳情項目	所管課	回答
【I】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。		
1 安心できる介護保障について		
★(1) 介護保険料・利用料について		
① 第9期介護保険事業計画を待たずに、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。	福祉課	本町の高齢化率は令和2年10月に21.3%で、県・全国よりも低い状況がありますが、令和7年には22.6%、令和22年には27.0%に達し、今後も高齢化率は上昇していくと推測されます。このような状況を踏まえ、第8期の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定しました。推計人口から給付見込みを踏まえ介護保険料を算定しました。また段階を11段階から13段階に設定し、負担能力に応じたよりきめ細やかな保険料設定としました。第1、第2、第3段階については引き続き、国の低所得者保険料軽減強化策を適用していきます。
② 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度は、前年所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。また、収入減少を理由とした既存の減免制度の要件を、コロナ特例減免の収入要件を参考に拡充してください。	福祉課	コロナ特例減免に関する通知のとおり対応していきます。
③ 介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。	福祉課	高齢者の介護を社会全体で支えあう仕組みである介護保険制度を維持するため、現行の減免制度を適用し配慮していきます。
④ 介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。	福祉課	平成21年度から世帯収入額の基準見直しにより対象者を拡大していますが、近隣市町の状況も参考に引き続き検討していきます。
⑤ 施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。	福祉課	在宅で介護を受ける方との公平性等の観点から負担能力に応じた負担となるものです。現行制度を引き続き適用していくとともに国の動向を注視していきます。

★(2) 介護保険サービスについて		
① 訪問介護「生活援助」の回数制限はしないでください。	福祉課	サービスの利用制限を行うものではなく、利用者の自立支援・重度化防止にとってより良いサービスを提供することを目的としており、介護支援専門員の視点だけでなく、多職種協働による検討を行い、必要に応じてケアプランの内容の再検討を促すものです。
② 総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。	福祉課	国の基準に準じて対応していますが、本町では、介護予防ケアマネジメントの結果、現行相当サービスが必要な方に対して一律に利用期間を区切る等の対応はしていません。また、状態が改善し、現行相当サービスが必要でなくなった方が地域での活動を継続できるよう、運動の自助グループ等の立ち上げ・継続支援をしています。
③ 福祉用具の貸与は、「例外給付」の仕組みを活用し、要介護度にかかわらずケアマネジャーの判断で利用できるよう手続きを簡単にしてください。	福祉課	現行通り国の通知に従い取り扱います。
④ 多くの高齢者が参加できるように、「介護予防・日常生活支援総合事業」を充実させてください。その際、総合事業を含め、自治体の一般財源を投入して、必要な事業費を確保してください。	福祉課	様々な方法を検討し、国の基準に準じて対応していきます。
(3) 基盤整備について		
★① 特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。	福祉課	8期計画期間中に地域密着型グループホームの建設、定期巡回・随時対応型訪問看護介護事業の開設に向けて準備を進めています。
② 特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。	福祉課	必要に応じて、対応させていただきます。
(4) 高齢者福祉施策の充実		
① サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。	福祉課	「ふれあい・いきいきサロン」「認知症カフェ」には社会福祉協議会と地域包括支援センターから助成金、委託料を支払いしており、町としての助成の拡大は考えていません。また、住民主体の運動グループ「お達者体操」へは、助成金はありませんが、健康運動指導士の派遣、体力測定の実施の際の委託料を町が委託事業者へ支払っています。

② 住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。	福祉課	住宅改修、福祉用具については受領委任払いをすでにおこなっています。高額介護サービスについては現行どおりでご理解ください。
★③ 中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。	福祉課	他市町村や国の基準を参考にしながら、実施については今後検討していきます。
★(5) 介護人材確保		
① 介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。	福祉課	介護従事者処遇改善などは、国制度にて対応していきます。また、制度の改正改善につきましては機会あるごとに県などに働きかけていきます。制度が充実するよう近隣市町と歩調を合わせていきます。
② 利用者にとって危険であり、労働者も休憩が取れず労基法違反の状態である1人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう国に要望し、自治体でも財政支援を行ってください。8時間以上の長時間労働を是正してください。	福祉課	危険性については、実地指導などの機会に伝えていきます。夜勤の複数体制に関する人員配置基準の見直しについては、機会があれば国に要望するとともに、財政支援は国及び近隣の動向を注視していきます。
★(6) 障害者控除の認定について		
① 介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。	福祉課	障がい者控除とするか否かは税制度の問題であり、税務当局の控除対象の基準に従い判断し対象としています。今後も税務当局の基準に従い認定書を発行します。
② すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。	福祉課	基準日において対象と思われるかたには、申請を省略し、全員に個別に認定書を送付しています。
2 国保の改善について		
★(1) 保険料（税）の引き下げについて		
① 保険料（税）の引き上げを行わず、払える保険料（税）に引き下げてください。	保険医療課	現在、保険税の引下げは考えていません。近隣市の状況を注視していきます。一般会計からの繰入金については、現状維持に努めてまいります。
★(2) 保険料（税）の減免制度について		
① 低所得世帯のための保険料（税）の減免制度を一般会計からの法定外繰入で実施・拡充してください。	保険医療課	現在、低所得世帯のための保険税の減免制度の拡充は考えていません。近隣市の状況を注視して、公平に対応を検討してまいります。

② 18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計からの法定外繰入で減免制度を実施・拡充してください。	保険医療課	令和4年4月から未就学児の均等割額を一律5割軽減されます。その他については、近隣市の拡大状況を注視していきます。
③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度は、前年所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。また、収入減少を理由とした既存の減免制度の要件を、コロナ特例減免の収入要件を参考に拡充してください。	保険医療課	減免制度については、所得等一定の要件を満たす場合、減額の制度を設けております。(幸田町国民健康保険税条例第23条第1項第1号) 新型コロナウイルス感染症にかかる減免適用要件については、国基準どおりとします。 傷病を限定しない制度については、引き続き国の動向を注視していきます。
(3) 傷病手当金について		
① 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。	保険医療課	傷病手当金の支給については、国の財政支援を受けながら、支給していますが、新型コロナウイルス感染症に限定しない、または、事業主を含める形の制度については、国・県の動向に注視し、近隣市の動向を踏まえながら慎重に検討していきます。
② 新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。	保険医療課	傷病手当金の支給については、国の財政支援を受けながら、支給していますが、新型コロナウイルス感染症に限定しない、または、事業主を含める形の制度については、国・県及び近隣市の動向を注視していきます。
★(4) 資格証明書・短期保証証・差押えについて		
① 資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。また、医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替える際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。	保険医療課	現時点では発行していません。法令や資格証明書交付要綱に基づき、滞納状況を見極め必要があれば、発行していきます。
② 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。	保険医療課	滞納状況を見極め慎重に対応します。徴収に当たっては加入者との相談等を通じて個々の生活実態を把握し、対応するよう努めています。 短期証の発行については、短期証交付要領に基づき対応していきます。
③ 滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。	保険医療課	差押えについては、法令を遵守してまいります。また、給与などは差押禁止額以上の差押えはいたしません。

(5) 一部負担金の減免制度		
① 一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。	保険医療課	一部負担金の減免制度は、現行制度を継続します。
② 制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。	保険医療課	周知につきましては、町ホームページに掲載しています。
(6) 高額療養費の申請手続を簡素化		
① 70歳から74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。	保険医療課	高額療養費の支給申請については、令和4年2月申請分から全世帯を対象に簡素化事業を開始しました。
3 税の徴収、滞納問題への対応等など		
税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。	税務課	児童手当等を含め、法令により差押えが禁止されている財産は差押えしません。徴収に当たっては、住民との相談等を通じて個々の生活実態を把握し対応するよう努めています。徴収の猶予及び換価の猶予については、広報・町ホームページ等で周知を図っており、納税相談の中で本人申し出及び必要があると認められる場合は申請を促します。また、滞納処分の停止の適用については、納税者の資産等勘案し適正な停止の適用、分納等で対応していきます。
4 生活保護について		
(1) 生活保護制度		
① 生活保護の申請は、憲法第25条・生活保護法に基づいて、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。相談は丁寧に対応し、相談者・申請者を追い返したり、何度も来庁させるような「水際作戦」を行わないでください。住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。	福祉課	生活困窮者の相談については町福祉課職員と愛知県生活困窮者相談員が相談を受け、保護基準に該当する場合について西三河福祉相談センターのケースワーカーに繋げています。
★② 生活保護受給手続について、申請書を誰もが見えるところに置き、申請しやすいように、住民向けに「生活保護は権利です」等を記載したしおりやポスターを作成して、相談窓口・公共施設などへの掲示や公報を強	福祉課	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターに要望を伝えます。

化してください。		
★③扶養照会は、厚労省通知を厳格に守り、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。	福祉課	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターに要望を伝えます。
④ 住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。	福祉課	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターに要望を伝えます。
★⑤ エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。	福祉課	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターに要望を伝えます。
⑥ 窓口での対応・相談員は、社会福祉士または社会福祉主事の有資格者としてください。また、「福祉専門職」の採用を図り、正規職員で配置し、研修を充実してください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。	福祉課	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターに要望を伝えます。
⑦ 単身の女性などの相談や家庭訪問に同性が対応できるよう、女性のケースワーカーの配置を増やしてください。	福祉課	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターに要望を伝えます。
(2) 生活困窮者支援		
① 自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。	福祉課	自立相談支援事業の実施主体は福祉事務所設置自治体となりますので、町の直営での実施予定はありませんが、困窮相談の対応については、自立相談支援機関及び庁内の関係部署との速やかな連携に努めています。
② 住居確保給付金などの相談件数の増加に対応できるよう職員を増やしてください。相談員は専門職を配置してください。	福祉課	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターに要望を伝えます。
③ 生活困窮者自立支援金の要件を緩和し、給付による支援策を拡充した新たな支援制度を設けてください。	福祉課	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターに要望を伝えます。
④ 生活福祉資金の特例貸付の償還の免除は、申請がなくても適用できるようにする、適用の範囲を拡大するなど、借り受けた人が再び生活困窮にならないようにしてください。	福祉課	受付窓口となっている幸田町社会福祉協議会に要望を伝えます。
5 福祉医療制度について		

<p>★① 福祉医療制度（子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。</p>	<p>保険医療課</p>	<p>本町の福祉医療制度については、子ども医療費助成制度は、平成20年4月に中学校卒業まで対象者を拡大し、令和2年9月からは入院医療費について高校生世代まで対象拡大し、令和5年1月からは通院医療費について高校生世代まで対象拡大します。精神障害者・後期高齢者福祉医療においても、県制度を上回る医療費助成を実施しています。ひとり親家庭等については県制度に基づく助成を行っていますが、現在のところ、これ以上の拡大は考えていません。今後も県制度や近隣市の動向を踏まえながら注視していきます。</p>
<p>★② 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。</p>	<p>保険医療課</p>	<p>本町の子ども医療費助成制度については、平成20年4月に中学校卒業まで対象者を拡大し、令和2年9月からは入院医療費についてのみ高校生世代まで対象拡大しました。令和5年1月からは通院医療費について高校生世代まで対象拡大します。県制度を上回る医療費助成を実施しておりますが、入院時食事療養の標準負担額については、現在のところ助成対象とすることは考えていません。今後も県制度や近隣市の動向を踏まえながら注視していきます。</p>
<p>★③ 精神障害者福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療（精神通院医療）窓口負担を無料にしてください。</p>	<p>保険医療課</p>	<p>精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者については、県制度を上回る全疾病（入・通院）の医療費助成を実施しています。また、自立支援医療（精神通院）対象者については、指定医療機関の通院医療費自己負担額（1割）と精神疾患の入院医療費自己負担額の2分の1の助成を実施しています。現在のところ、制度存続に努め、拡大は考えていません。今後も県制度や近隣市の動向を踏まえながら注視していきます。</p>
<p>④ 後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。</p>	<p>保険医療課</p>	<p>本町の後期高齢者福祉医療費給付制度については、精神障害者医療における自立支援の通院の全額及び入院の1/2、また非課税世帯の一人暮らしの高齢者について町独自で補助するなど、県制度を上回る医療費助成を実施しておりますが、住民税非課税世帯の対象は一人暮らしの高齢者には適用しており、これ以上の拡大は考えていません。今後も県制度や近隣市の動向を踏まえながら注視していきます。</p>
<p>⑤ 妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。</p>	<p>保険医療課</p>	<p>愛知県内においては東海市、東浦町、武豊町、設楽町などが行っており、制度については理解しています。県内の拡大状況を踏まえ、注視していきます。</p>
<p>6 子育て支援について</p>		

(1) 子どもの貧困対策計画の策定・推進		
① 「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画（子ども子育て支援総合計画によるものを含む）」を策定・拡充してください。 コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行の状況を踏まえ、必要な調査や見直しを行ってください。	福祉課	「子どもの貧困対策支援計画」については、こども課が策定している「子ども子育て支援総合計画」の次期改定時に盛り込むよう調整していきます。
② ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援（教育・高等教育職業訓練）給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。	福祉課	給付金事業については愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターが対応しており、既に実施済みです。日常生活支援事業については、幸田町社会福祉協議会が愛知県社会福祉協議会から受託し、実施しています。
③ 教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。	福祉課	愛知県の福祉事務所である西三河福祉相談センターが主体となって、生活保護世帯、生活困窮世帯の小中学生を対象に学習支援、居場所づくりを既に実施しています。 生活保護、生活困窮家庭の児童や生徒に関する取組みについては、行政だけではできない部分も多く、地域のボランティアの支援も必要であるため、西三河福祉相談センターと町、社会福祉協議会等、関係団体と調整しながら支援対策を講じていきたいと考えています。
(2) 就学援助制度の拡充		
① 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。	学校教育課	現在の基準は、生活保護基準額のおよそ1.5倍以下となっています。
② クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。	学校教育課	クラブ活動費については、部活動や学年によって金額が異なりますが、支給しております。 オンライン学習費については、令和4年度(今年度)より、月額1,000円で持ち帰り学習が開始次第、支給開始予定です。 卒業記念品につきましては、引き続き保護者負担で御理解願います。
③ 年度途中でも申請できることを周知徹底してください。	学校教育課	町外からの転入の受付時などには、制度の周知をしています。

★(3) 子どもの給食費の無償化		
① 小中学校の給食費を無償にしてください。当面、事情により支払いができない場合、「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。食材料費の高騰分は公費で負担してください。	学校教育課	引き続き、現状どおり保護者負担でご理解をお願いします。 経済的な理由で児童生徒の就学が困難である家庭に対しては、給食費が全額補助される就学援助制度の利用を促しています。 今年度の食材料費の高騰分については、補助金による対応を検討しております。
② 就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。食材料費の高騰分は公費で負担してください。	こども課	給食費については、主食代・副食代併せて月額4,500円を徴収しています。また、低所得世帯減免（年収約360万円未満世帯）等、従前より利用負担が上回ることはないよう取り組んでいます。なお、食材料費の高騰分については支援していく予定です。
(4) 保育施策の抜本的拡充		
★① 公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。	こども課	児童に対し良質な保育の維持に努めます。
★② 認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等の認可化をすすめてください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための具体的な施策を実施してください。	こども課	未満児等の増加傾向を注視し計画的に整備を進めます。認可外保育施設についても常に情報提供及び情報交換等を実施し運営を把握し支援及び指導に努めます。
③ 企業主導型保育事業による保育施設への立入りや面談を実施するなど市町村独自で実態を把握してください。	こども課	情報提供及び情報交換等を実施し運営を把握し支援及び指導に努めます。
④ 保育士配置と保育室の面積にかかる基準を、公私間の格差なく、自治体独自に上乘せ・拡充し、ゆとりある保育を実現してください。	こども課	今後の課題とし、近隣市町村の状況等を注視して適正な保育運営に努めます。
7 障害者・児施策の拡充について		
★(1) グループホーム・入所施設の拡充		

① 障害者が24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、重度の知的障害者や車イス障害者、視力障害者らが利用できるバリアフリーのグループホームや入所施設を拡充してください。夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で複数配置できるように補助してください。	福祉課	施設整備の拡充につきましては、指定審査等を行う愛知県や町内のグループホームへ機会があるごとに働きかけていきます。また、職員体制に関する補助は、近隣市町と歩調を合わせていきます。
② 地域生活支援拠点の整備、短期入所の単独型を整備してください。	福祉課	地域生活支援拠点等は面的整備型として整備済みです。短期入所につきましては、宿泊型自立支援施設みらい(町単独事業)の活用方法等の研究に努めます。
③ ヤングケアラーとなっている家族の実態調査を行ってください。	福祉課	愛知県が実施したヤングケアラー実態調査の結果や本町における該当事例の取扱件数等を注視しながら、実態調査の必要性について検討していきます。
(2) 障害福祉サービスの支給時間		
① 暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。	福祉課	計画相談支援事業所等を通して利用者の希望時間を確認し、障害福祉サービスの支給を行っています。
(3) 障害者・児の障害福祉サービスの利用料、給食費		
① 障害者・児の障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。	福祉課	制度の改正改善につきましては機会あるごとに県などに働きかけていきます。また制度が充実するよう近隣市町と歩調を合わせていきます。
② 障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。配偶者も対象から除くようにしてください。	福祉課	制度の改正改善につきましては機会あるごとに県などに働きかけていきます。また制度が充実するよう近隣市町と歩調を合わせていきます。
★(4) 65歳以上障害者等についての「介護保険利用優先」問題		
① 40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にせず、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。	福祉課	障害福祉サービスの打ち切り、障害福祉サービスの支給時間の削除は行っておりません。引き続き適切な実施に心がけます。
(5) 障害福祉サービスに係る福祉・介護職員の確保、育成		

① 独自の人材確保の施策をすすめてください。	福祉課	医療的ケア児の医療的ケア実施人材を確保することを目的に、訪問看護事業所の看護師等の継続雇用や必要な研修受講への補助制度を実施しています。今後も必要な人材確保としての施策推進に努めます。
② 地域生活支援事業の単価を引き上げてください。	福祉課	制度が充実するよう近隣市町と歩調を合わせていきます。
③ 福祉・介護職員の資質向上に独自に取り組んでください。	福祉課	町内事業所の人材育成として、基幹相談支援センターを通じた各種職員研修を行っていますので、活用していただくよう周知します。
(6) 災害時の障害者・児の避難対策		
① 福祉避難所を、障害者・児および地域の福祉的な支援が必要な人(高齢者や妊婦など)が避難できるようにしてください。	福祉課	現在の福祉避難所にて、対象となるすべての方を収容することは困難です。災害状況に応じて、学校の教室などを活用も考えていますが、公共施設に限らず、専門的な設備や人材等が揃う民間施設との協定締結も考えています。避難所としての考え方は、健常者と同様に、自宅が無事であれば感染症対策の観点からも在宅避難が望ましいと考えるため、災害部局と連携し家具固定や食糧の備蓄など広く呼びかけていきます。
② 災害時に障害者・児が地域での避難が遅れないように、障害当事者や関係団体が、防災計画を相談する会議に参加することや、防災訓練を地域住民と共同で行うことを促進するなど、障害者・児が置き去りにならないように市町村として取り組みをすすめてください。	福祉課	昨年度から防災部局と連携し、当事者や関係団体と地域住民が共同して行う防災訓練を実施しています。今後も同様の取組みを継続していきます。
8 予防接種について		
★① 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、帯状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。 また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。	健康課	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種は、H30.6.1から接種助成(自己負担額 4,300円)を行っています。 インフルエンザの任意予防接種は、令和4年10月から中学3年生と高校3年生の年齢に相当する方を対象に、接種助成を開始します。 麻しん(はしか)の任意予防接種は、令和4年4月から接種費用の1/2(100円未満切捨て)の額(上限5,000円)の助成を開始しております。 おたふくかぜワクチン(2回目)、障害者のインフルエンザワクチン、帯状疱疹

		ワクチンについては、近隣の状況を見て検討します。
② 高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。	健康課	現在、自己負担金は2,000円としており、生活保護世帯・町民税非課税世帯に属する方は免除としております。本町での自己負担額は県内でも低額であるため変更の予定はありません。 任意予防接種は、定期接種で接種できなかった方の救済措置として特例的に実施し、令和元年度でその役割を終えたものと認識しております。2回目の接種事業対象可否については、近隣の状況を見て検討します。
9 健診・検診について		
★① 産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。	健康課	平成31年4月から開始しています。回数は1回（産後8週以内）です。助成回数の拡充については、近隣の状況を見て検討していきます。
② 妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。	健康課	本町では、妊娠中と産後1年以内に各1回、公費で受診できます。
③ 保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。	健康課	歯科衛生士については、現行業務を執行する中、人員増に関しては、担当できる業務が幅広い保健師の増員を優先したいと考えますが、歯科事業の充実を図る中では検討すべき事案と考えます。
10. 地域の保健・医療について		
① 保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。	健康課	育児休暇取得中の職員もありますが、令和4年度は、保健師が2名新規採用され、保険医療課及び福祉課に配置されました。今後も、育児休暇取得予定の職員はいるため、適切な配置を調整していきます。
② 地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。	健康課	地域医療構想に基づく病床数調整は、県が行っています。医療圏として必要な病床は、岡崎市及び医師会とともに、必要に応じて検討し、要望していきます。
③ 自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策を実施してください。	健康課	医師、看護師等医療従事者の確保は、地域医療を支える上で重要事項であると認識しています。町内医療機関において、医療従事者不足等の状況は明確ではないため、まずは、医師会等の協力を得ながら、現況を把握に努めていきます。
【II】 国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。		

1 国に対する意見書		
① 75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。	保険医療課	現在のところ、要望書の提出は考えていません。引き続き国の動向を注視していきます。
② 国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料（税）にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。	保険医療課	現在のところ、要望書の提出は考えていません。引き続き国の動向を注視していきます。
③ マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。	保険医療課	現在のところ、要望書の提出は考えていません。国の制度に従い対応していきます。
④ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は「複数体制」を基本に人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。	福祉課	介護報酬の再改定や、労働者の安定雇用のための処遇改善については国の責任において対応すべき問題と認識を持っています。 介護保険への国庫負担金の増額については、町村会を通じても要望をしているところです。また夜勤に関する「複数体制」を基本とする人員配置基準の見直しについても、機会があれば国に要望していきます。財政支援は、国及び近隣の動向を注視していきます。
⑤ 18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。	保険医療課	令和2年9月からは入院医療費について高校生世代まで対象拡大し、令和5年1月からは通院医療費について高校生世代まで対象拡大する予定です。県制度を上回る医療費助成を実施しており、現在のところ、国に対して意見書・要望書を提出する予定はありません。引き続き国の動向を注視していきます。
⑥ 障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。	福祉課	現在のところ、国に対して意見書・要望書を提出する予定はありません。引き続き国の動向を注視していきます。
⑦ 新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育等への支援を強化してください。	保険医療課 福祉課 こども課	医療の支援について、現在のところ要望書の提出は考えていません。引き続き国の動向を注視していきます。 介護・福祉の支援について、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、支援については検討していきます。 保育現場等に対しては積極的な新型コロナウイルス感染予防資材の配布等を実施して

		います。
2 愛知県に対する意見書・要望書		
(1) 福祉医療制度について		
① 子ども医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。	保険医療課	令和2年9月からは入院医療費について高校生世代まで現金給付にて助成拡大し、令和5年1月からは通院医療費について高校生世代まで対象拡大する予定です。県制度を上回る医療費助成を実施しており、現在のところ、県に対して意見書・要望書を提出する予定はありません。
② 精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持しない自立支援医療（精神通院）対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。	保険医療課	精神障害者医療における自立支援の通院の全額及び入院の1/2、また一人暮らしの高齢者について町独自で補助するなど、県制度を上回る医療費助成を実施しております。現在のところ、県に対して意見書・要望書を提出する予定はありません。
③ 後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。	保険医療課	精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者については、県制度を上回る全疾病（入・通院）の医療費助成を実施しており、現在のところ、県に対して意見書・要望書を提出する予定はありません。
(2) 国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。	保険医療課	愛知県独自の支援について、現在のところ要望書の提出は考えていません。引き続き国及び近隣市の動向を注視していきます。
(3) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援について		
① 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているか否かを問わず、全ての医療機関に減収補填策を講じ、国に要望してください。患者・利用者の負担なく診療報酬の大幅な引き上げを国に要望してください。職員に対して、定期的なPCR検査を公費負担で実施してください。医師・看護師等の確保、危険手当等を支援してください。	健康課 人事秘書課	医療機関の減収補填策、診療報酬の引下げ及び医師、看護師等の確保、危険手当等につきましては、国の事業に関わることですので、現状のままでご理解ください。 職員に対するPCR検査については、職場の感染拡大をできる限り防ぐため、必要に応じて実施しております。定期的な検査については、近隣市の状況を鑑み研究してまいります。令和2年度から産業医を2人体制にし、職場内の感染対策を強化しております。したがって職場内の感染対策としての看護師の確保については、現段階では考えておりません。また、危険手当の支給につきましては、国の動向を注視していきます。

② すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために減収分を補填してください。感染予防等に係る費用の増大分への補助金が利用しやすいよう支援してください。	福祉課	近隣市町及び新型コロナウイルス感染症拡大状況により、支援を検討するとともに国や県で関連する補助金の情報があれば提供していきます。
(4) 地域の医療介護		
① 地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。感染症病床を増床し確保してください。	健康課	本町では、該当する医療機関はありません。今後は、県に対し感染症病床の増床確保について、必要に応じて要望を検討します。
② 地域医療介護総合確保基金の周知を行い、各市町村や事業所が活用できるようにしてください。	福祉課 保健医療課	町内の事業所に対して周知徹底に努めています。活用実績、次年度申込あり。医療の支援について、現在のところ要望書の提出は考えていません。引き続き県の動向を注視していきます。